

平成 21 年第8回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成21年11月30日 開 議 午前9時30分

日程第 1 日程第 2	末武議長	おはようございます。久元豊議員、橋田忍議員より欠席の届け出がありました。なお、白川年男議員が少し遅れるとの連絡がありましたので、ご報告申し上げます。また、執行部、建設課長 小野隆君、欠席のため、課長補佐 和泉博美君が出席しておりますので、ご報告します。 ただ今の、出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成21年第8回まんのう町議会臨時会を開会いたします。 招集者であります、町長のご挨拶をお願いいたします。 町長、栗田隆義君。
	栗田町長	みなさん、おはようございます。本日、平成21年第8回のまんのう町議会臨時会、開催いたしましたところ、議員の皆さん方には公私共に大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。朝夕の寒さに忍び寄る冬を感じる季節になりました。明日からは12月に入るということで、今年も後、一月足らずという事になりました。本日は人事院勧告に対します条例の改正ということで、議案3件を上程させていただいております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
	末武議長	ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長、久留嶋一之君。
	久留嶋事務局長	ご報告申し上げます。町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案3件を受理いたしました。 次に、地方自治法第112条及びまんのう町議会会議規則第14条の規定に基づく議員提出議案1件を受理いたしました。 以上で、報告を終わります。
	末武議長	議会報告を終わります。 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において18番 高木堅君、19番 谷森哲雄君を指名いたします。
		日程第2 会期の決定の件を議題といたします。 (白川年男議員着席 午前9時34分)

	栗田総務課長	の給与に関する条例、これは平成18年まんのう町条例第49号でございますが、その一部を改正するといったしております。第3条でまんのう町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、これは平成18年まんのう町条例第177号の一部を改正をいたしております。 内容につきましては、お手元に配布いたしております書類の中に新旧対照表がございますので、それによりご説明を申し上げます。第1条関係では、まず第10条での住居手当で所有にかかる住居手当の廃止を行っております。第22条第2項での12月に支給する期末手当を100分の160から100分の150に引き下げております。それに合わせまして、第3項で再任用職員につきましても100分の160を100分の150、100分の85を100分の80といったしております。第23条第2項第1号での勤勉手当を100分の75から100分の70に引き下げております。また、別表第1の行政職給与表の改定をも行っております。下線を引いている部分が今回改定を行っておる部分でございます。 次に、第2条関係では第22条第2項での6月に支給する期末手当を100分の140から100分の125に引き下げております。また、同条第3項で再任用職員につきましても100分の140を100分の125、100分の75を100分の65、100分の80を100分の85といったしております。第23条第2項第2号での再任用職員の勤勉手当を6月、12月支給、いずれも100分35といったしております。 次に第3条では、附則第5号での保障給に関する改定を行っております。また附則で第1条は本年12月1日からの施行、第1条は本年12月1日からの施行、第2条は平成22年4月1日からの施行といったしております。 本年4月から改定実施の日の前日までの期間にかかる給料及びボーナスの減額格差相当分を12月期の期末手当で減額調整を行うよう定めております。なお、期末勤勉手当の年間支給額は本年6月に0.2ヶ月の減、12月に0.15ヶ月の減となりますれば、総計が0.35ヶ月の減額となります。 議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてご説明を申しあげます。 内容につきましては、第1条及び第2条でいずれもまんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、平成18年まんのう町条例第46号の一部を改正するものでございます。新旧対照表の第1条関係では、第5条第2項第2号での期末手当で12月1日に在職する者の支給割合を100分の170から100分の160に引き下げております。第2条関係では、第5条第2項第1号での期末手当で6月1日に在職する者の支給割合を100分の160から100分の145に引き下げを行っております。 なお、附則で第1条は本年12月1日より、第2条は平成22年4月1日からの施行といったしております。期末手当の年間支給
--	--------	---

	栗田総務課長 末武議長 藤田議員	額は本年6月に0.15ヶ月の減、12月に0.1ヶ月の減となりなりますれば、合計で0.25ヶ月の減額となります。 次に、議案第3号 まんのう町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてのご説明を申し上げます。 内容につきましては、まんのう町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、平成18年まんのう町条例第157号の第6条での住居手当で所有にかかる住宅手当を廃止するものでございます。 以上でございます。よろしくお願いします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、議案第1号から議案第3号の3議案に対しての質疑に入ります。質疑はありませんか。 藤田昌大君。 9番、藤田ですが、人勧でありますので、ちょっと意見を、質問をしたいと思っておりますのでお願いします。 そもそも人事院勧告と言うのはですね、労働基準権を取上げた部分が代償として、労働者に対するですね、考え方をもってやるのが人事院勧告でなかったかなと思ってます。そういった中で、戦後定められた部分でありますけれども、近年のですね、動きの中でどうも人事院そのものが人事院のですね、形態をなしてないんでないかということを痛切に感じるんであります。出た段階ではですね、8月11日でありますので、そういった中ではですね、自民党政権の中でありました。その中で、今までですね、はっきり言いますと体制の中で都合のいいような人事院の任命をしてきた部分があります。そういった中で近年労働者側にですね、もって相応しくないような人事院勧告がずっとなされてきましたけれども、私も人事院のことを思わないかんいうことでですね、ずっと嫌々賛成をしてきたわけでありましてけれども、今回の削減についてはですね、非常に本末転倒な部分があるんでないかなと思ってますし、9月30日にですね、政権交代がなされました。その中でですね、その人事院の位置付けが非常に変わってくるだろうと思っておりますけれども、そういった部分のですね、中で国、県、町とあるわけですけども、当然町には人事委員会は設けてないと思いますので、そん中で県、国のですね意向に沿ってやってるなということは判断されます。しかしながら、やはり今のこういった経済情勢の中ではですね、やはりそれらも判断しながら、まんのう町の部分を判断しながらですね、やるのが常識でないかなと思ってます。そういった意味ではですね、安易に国の勧告をですね、そのまま鵜呑みにするのは、ちょっといかがかなと思いますのでその辺に対する町長の見解をお聞きしたいと思います。 それともう1つですね、特に住居手当でありますけれども、住居手当についてはですね、国の国家公務員についてはですね、ほとんど官舎に住んでおりますので、そういった部分のですね、住居手当が主になりながら持ち家制度についてもやられと思うんですね。そういった部分とまんのう町の職員の住居手当を鑑みた場合にですね、これをそっくりそのまま当てはめるのが本当に
--	---------------------------------------	---

藤田議員	適当なんかと言うことができますね、非常に私は疑問に感じるわけであります。中身を話しよつたらですね、色々な問題が出てくるかもしれませんがけれども、やはりそれに相応しいですね、部分を当然調査しながらこれを導入するせんをですね、決定するべきでないかなと思うんでありますけれども、そういった部分では非常に国の制度そのものをですね、全部当てはめているという部分ですね、非常に奇異を感じますので答弁願いたいと思います。ちなみに琴平、いやいや、近隣ではですね、多度津、多度津が住居手当の部分では手をつけていないという部分もありますし、善通寺は遡及をしないということがあります。そういった部分を踏まえればですね、町は独自の財政を考えてですね、する気があったかなかったかと、それもですね、一応今までずっと近隣の情勢を見ながらと言う、判断されると思いますのでそれらについて答弁を願いたいと思います。細かいことは言いませんので、よろしくお願いいたします。
末武議長	はい、栗田隆義君。
栗田町長	藤田議員さんのご質問にお答えをいたします。人事院勧告が出まして、これ全国一律と言うことでございますが、それぞれの地区によって色々環境等違い、町なりに考えるべきところもあると思いますが、県の意向また県下の他の市町の意向等とも合わせて今回こう言う提案をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。
末武議長	住居手当はええかな。
栗田総務課長	栗田昭彦君。 住居手当の廃止についてでございますが、県下、藤田議員さんご指摘のように一部足並みを揃えてない自治体があるようにも聞いております。で、細かなことは構いませんというようなお話でございますので、相対的なお話をさせていただきますれば、今後ですね、人事院勧告に対しては様々なご意見が時代の流れと共にあるようにも聞いておりますので、町の独自性を出すこともですね、検討するべきではないかというふうに思っております。以上でございます。
末武議長 藤田議員	藤田昌大君。 人事院勧告の絡みでありますけれども、人事院勧告の扱いについてですね、県の指導とかそういった部分についての扱い、そしてまた町長会議というのは、昔はちっちゃい部分であったんですけど、今無いですよね。その辺の話し合いはどういったところでですね、取扱いを決定するのかいうのをちょっと、そこだけちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
末武議長 栗田総務課長	栗田昭彦君。 私の方から申し上げるのは、県がどういうふうな対応をしたかという部分でございますが、これは11月にですね、人事院勧告の内容についての説明がございました。これは県下市町、或いは一部事務組合等関係者を呼びまして8月に出されました人事院勧

栗田総務課長		告及び県の人事委員会の内容についてのご説明がありました。それと他の自治体との連絡につきましてはですね、総務課長レベルでの近隣の町につきましては、定期的な打ち合わせ、人勸の内容に関わりませずですね、一般的な打ち合わせを定期的にやっております、その中でこの人事院勧告の内容についての話し合いも行っております。以上でございます。
末武議長		藤田昌大君。
藤田議員		町長の姿勢の問題になろうと思いますので、あんまり深くは言いたくはありませんけれども。そもそも、人事院勧告そのものはですね、完全実施言うんが基本的なものであるだろうと思います。基本的には。ただ、近年の流れの中ではですね、やはり自民党政府の中でですね、非常に労働者に対する締め付けがきつくなりまして、小泉政権になった時にはですね、これに従わなければ罰則を与えるよとそういうことまでですね、言い出した政府でありました。そして、合併もしかりです。合併をせななんたら、どうこういうですね、条件をつけながらやってきたいという経過があります。今回についてはそういうことは無かつただろうと思いますけれども、やっぱりそれは政府の姿勢であってですね、地方自治体については各町長のですね判断でできることでありますので、その辺はですね、今後とも十分猶予していただきたいと思います。と申しますのが、やはり住居手当の部分の中でですね、やっぱり県下で違うかったと思うんですよ、中身がね。その辺も考慮して、過去の経緯も大切にしていきながら、やはり町長の判断を今後ともお願いしたいと思います。ただ一律に何でもかんでもはいはい言わんとですね、やっぱり地方自治体で、独立した自治体でありますので、基本線はあると思います。ありながらですね、近隣の部分も踏まえながらもですね、できることはちゃんと自分たちで守っていくと。それが職員の志気に繋がることやろうと思いますので、そういった考えでですね、今後対応していただきたいと思いますので、答弁は要りませんから町長についてはですね、その辺よろしく心に入れていただきたい。そういう事を申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。以上です。
末武議長		はい、本屋敷崇君。
本屋敷議員		3点ほど質問させていただきます。まず、人事院勧告の中にですね、先ほど町長も等と言われた中にですね、超過勤務100分の125と100分の135を100分の150にするというのがありましたけど、100分の150にする代わりに振替休日がもう少し取れるような柔軟な制度に変えるというようなことがありましたが、今回の町の規則の改定の中にはそれが入っていなかったんですが、それはどういう取扱いをされたのかが1点。 それと本文はよく分かるんですが、議案第1号のですね、中の附則ですね、附則の1、この条例21年12月1日から施行する。ただし第2条の規定は平成22年4月1日から施行するというのは分かるんですけども、後の2、3、4、5この辺がちょっとですね、条例特有の文言の使いまわしでですね、これを読んだ町民には分かりづらい。当然僕もですね、分かりづらいというのが

	栗田総務課長 末武議長 小亀議員 末武議長 栗田総務課長	それから、附則３につきましては、これはですね、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例というのは別枠でございます。この部分につきましても、今回の条例を合わせて適用いたしますと、準用いたしますという内容が附則の第３でございます。 続いて、超過勤務の扱いでございます。人勧の今回の人勧につきましては、超過勤務割り増しが出ておりました。これにつきましては、施行は平成２２年４月１日からでございます。我が町におきましては、国家公務員と違いまして、超過勤務時間がそんなに多くございませんので、しかしながら、選挙等がございますればそういう事態も起り得ます。現実として起り得ますので、平成２２年の４月から施行するということですね、来年の３月の議会をお願いをするかもしれません。この辺につきましてはですね、先ほど言われました、藤田議員が言われました独自性というのも考慮していただきたいというふうに考えております。 それから、人事評価につきましてはですね、人事評価と言いますか勤勉手当の一律支給或いは昇給はどうなっとなかというようなご質問でございましたが、これはまあ、すなわち人事評価制度に繋がっていく問題でございます。これについては、今、行革担当の方ですね、実施に向けて準備を進めております。平成２２年にはその施行ができるよう私の方からも指示をいたしておりますので、もう暫く待っていただきたいと。今の段階につきましては、職員均一の支給率、或いは昇給でございます。以上でございます。 小亀重喜君。 はい、すみません。細かな数字がいっぱい並ぶんですが、今回の議案の方がこの後、討論採決に至ると思うんですけど、議案の方が全部通ったとしまして、全体の金額のトータル額のインパクトとしてはどんなんですかね。０．３５ヶ月、０．なん５ヶ月言うんは分かるんですが、給与としてグロスでこんだけのインパクトがあるんだというのをちょっとお知らせいただけたらと思うんですけど。よろしくお願いします。 はい、栗田昭彦君。 小亀議員さんのご質問にお答えします。まず、本年６月支給分についての減額がですね、一般職が１，６６６万程度でございます。町長におきましては１７万１千円程度。副町長、教育長につきましては２５万７千円程度。合計がですね、１７，０９７，２８３円でございます。この１２月に支給される期末勤勉手当につきましては、本日ご議決をいただければ、一般職につきましては１，２４５万程度。それから町長につきましては１１万４千円程度、副町長、教育長につきましては１７万１千円程度。合計が１２，７４０，１０５円の減となる予定でございます。合わせまして、年額にしますと一般職が２，９１２万程度ですね。それから町長が２８万６千円。それから、副町長、教育長が４２万９千円程度でございます。合計で２９，８３７，３８８円の減額というふうに試算をいたしております。
--	---	---

	栗田総務課長	住居手当につきましては、対象者が５７名ございますので、１ヶ月９万程度の減でございます。１２月１日からの施行でございますので、４ヶ月の合計が３６万円でございます。
		それから、先ほどの附則の中に謳っております遡及分ですね、遡及分につきましては１，７５０，６８６円の減というふうに試算をいたしております。以上でございます。
	末武議長	はい、本屋敷崇君。
	本屋敷議員	１点だけ。先ほど言われた２２年度から勤勉手当、昇給へ評価をつけていきたいということでしたが、今現在大きな流れとしまして、今までの個人成果主義からですね、課による成果主義であるとか、そういったものの方に切り替わりつつありますので、２２年度に持ってくる場合にでもおいて考えていて欲しいなと思うのが、個人ですとどうしても個人対個人になってですね、庁内の意思が乱れると言うような話も色んなところで聞きますし、それであるのであれば、課によった成果というものでできれば査定をいただきたいなと思いますので、それもまた一度検討していただきたいなと思います。今後についてですので、答弁は結構です。
	末武議長	はい。 他に質疑ありませんか。
	谷森議員	谷森哲雄君。 私は相対的なことでお尋ねしたいわけではありますが、戦後いわゆる生活向上ということで官公署関係の労働者、或いはそれぞれの大きな日本の労働組合がいわゆる職場とか生活の向上とか、そういうことで賃上げを勝ち取ってきて、そしてまた、いわゆる民間へも波及していったと。こういうことが私は結果でないかと思う。そういうような中で、今はいわゆる雇用破壊ということで、いわゆる正規社員から非正規、或いは期間社員とか派遣社員とかパートとか下請けとか。非常に雇用破壊が進んでおるわけでありまして、そういう中でこういうふうに、まあ言うたら公務員の給与に関してはなかなかこう国民の理解は得られないかもしれませんが、こういう公務員の給与が引き下げになると、企業側としては、お前らも公務員の給料が下がったがと、だからな、この給与で辛抱せえとか、或いは少しは下げさせてくれとか、こういうふうになっていわゆる公務員の給料が下がるということは、民間の労働者へも生活面とかいろんな面で波及していくと私はこういうような認識を持っておるわけございまして、いわゆるこういうことに対しまして町長は今言うその公務員の給料が下がれば民間の給与も下がって、いわゆる生活が苦しくなると。特に雇用破壊とか色んな面で悪影響が出てくるのではないかと。こういうように私は考えておるわけでありまして、この点について町長の見解をお尋ねいたします。
	末武議長	栗田隆義君。

	栗田町長	谷森議員さんの質問にお答えをいたします。公務員の給料が下がれば民間の会社の給料も下がっていくんじゃないかというようなことでございますが、今、人事院の方では色々市場調査をして、現在のその企業の賃金と公務員の賃金を比較して、今の場合、現在の場合においては公務員の給料と差があるということで、一般の企業と見比べて今回の勧告を出されたと言うことで、どちらが先で、どちらが後かと、鶏が先か卵が先かということはちょっと難しい議論になるかも知れませんが、人事院としては世間一般の企業の調査をして今回こういう結果を出したんでないかなとこのように思っております。 (採決せえ。)
	末武議長	これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。ただ今議題となっております、議案第1号から議案第3号の3議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号の3議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。 これより、議案第1号、まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についての討論にはいります。討論はありませんか。 藤田昌大君。
	藤田議員	従来から自治体の自主性を求めて欲しいのが私の姿勢でありましたので、申し訳ないですが反対討論をさせていただきたいと思っております。反対討論については、今、谷森議員がですね、だいぶ詳しく言うてくれましたんで。と申しますのはですね、やはり公務員が下げられているから、あんたらも辛抱しなさいよとこういう悪循環の繰り返しをですね、歯止めをせないかんと思うんですよ、やっぱり、今の日本経済の中で。日本経済の中でやっぱり経済回復するには労働者の賃金なり、国民の所得を上げることが一番だろうと思ってます。そういった意味ではですね、全体を下げようという部分でありますので、基本的には反対であります。そしてまた、できてればですね、企業努力をして欲しかったという事を言いました。そういうのはね、遡及の部分であります。やはりいっぺん出されてものを取られるいうんはものすごくですね、一般職については非常に不満を感じる、だれると思うんです。ただ、金額、小亀議員の中でですね、言ったらわずかな金額でございましたんで、そういった分を何故遡及の部分もですね、努力しなかったんかなという部分も私は非常に感じます。そういった部分で独自性がない部分で、何でも右に倣えについては、私は反対の立場で討論、この議案についてはですね、反対をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
	末武議長 高尾議員	はい、高尾幸男君。 私は議案に賛成の立場で討論をしたいと思います。今、町長の答弁にもありましたように、卵が先か鶏が先かというような状況

高尾議員	でもありますけれども、本当に私たち、私も一般企業の関係も良く知っておるんですけれども、一般企業が本当にまあ厳しい状況下にあるかと思えます。こういったところで、先ほど言いましたように鶏が先か卵が先か分かりませんが、今の現状からすると正しいんでないかという事で賛成討論いたします。以上です。
末武議長	もうええか。 (ええがい。)
白川美智子議員	はい、白川美智子君。 政府のデフレ対策に逆行しておる。そしてまた、民間会社にも影響を及ぼし、国民の懷を温めることにも逆行しておることで反対いたします。
末武議長 本屋敷議員	はい、本屋敷崇君。 賛成の立場で発言させていただきます。人事院勧告がですね、50人以上の規模の企業による集計であることから、まんのう町においては50人規模という企業が少ないことも含めですね、只今税収が増えているのであればそれでも構わないと思うんですが、税収減が見込まれる中、人事院勧告が更に出された上ですね、それに覆すような話ということはなかなか出しづらいと言うのが実情ではないかと思えます。またですね、鶏が先か卵が先かの話であります、ずっと公務員給料が上がってきたのは、企業側が上がったことによって上がったことであって、それで企業側が下がってきたから下がってきていると言うだけの話ですので、それは仕方ないことだと思いますので、今回の人事院勧告においては賛成の立場とさせていただきます。
末武議長	(採決とれ。) これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第1号、まんのう町職員の給与に関する条例等の一部改正についての件を起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。 これより、議案第2号、まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

	高木議員 末武議長 本屋敷議員 末武議長 高木議員 末武議長	以上で、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いしたと思います。以上です。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 本屋敷崇君。 議員発議ですのではなかなかですが、12月、違う9月議会においてですね、議会基本条例を案として出さしていただいた立場にありますので、ひとつ1点だけ。今回、削減案ということですが、その辺においてですね、これ人事院勧告であって、私たち特別公務員という立場の人間においてですね、人事院勧告があてはまるのかどうかというのはなかなか難しいとこでありまして、議会基本条例案の中にもありましたが、議会議員の給料と定数を決める時においてはですね、どちらかといえば公聴会、また参考人制度を利用してですね、そういったものを活用した上で、今の現在の給料が適当であるか、もしくは期末手当が適当であるか、もしくは人数が適当であるかということは決めた方がいいのではないかというのを議会基本条例で出さしていただきましたので、質問させていただきます。これは今回即決ということですが、提出された中で議会運営委員会等に付託した後にですね、公聴会もしくは参考人招致等によって処理するというような意見がなかったのかあったのかだけ、すみませんよろしくお願いします。 はい、高木堅君。 今、本屋敷議員が言われたような内容のものはございませんが、私としては現在のですね、社会、経済情勢等々も鑑み、議会も当然考えなければならないことであり、今まででも人事院勧告を尊重しており、今回も尊重した提案でございますので、ご理解の程お願いしたと思います。 他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。ただ今議題となっております、発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって発議第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。
--	--	--

	末武議長	(なし) 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。 これより、発議第1号、まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。 会議を閉じます。 これにて、平成21年第8回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。
	閉 会	閉 会 午前10時23分

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。
--	--	---------------------------------

平成21年11月30日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

